

令和5年度集団指導 (ケアプラン点検編)

紀の川市福祉部高齢介護課

令和6年3月15日（金）

5. 居宅介護支援事業所における ケアプラン点検について

令和5年度ケアプラン点検の点検結果

資料①

資料②

<ケアプラン点検の概要>

紀の川市内の居宅介護支援事業所を対象に事前にケアプラン（書面）を提出してもらい、当該ケアプランを作成した介護支援専門員に面談方式でケアプラン点検を行います。

⇒時間的に限りがあるため一部は書面提出後、保険者と専門職による点検と助言のみとなりました。

<ケアプラン点検の目的>

ケアプランが「紀の川市ケアマネジメントに関する基本方針」を踏まえたものであって、「自立支援」に資する適切なものになっているかを介護支援専門員と一緒に点検確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに、介護支援専門員の質の向上を図ることを目的とします。

5. 居宅介護支援事業所における ケアプラン点検について

令和5年度ケアプラン点検の点検結果

資料②

ケアプラン点検（書面のみ）

紀の川市内居宅介護支援事業所	点検件数	18件
紀の川市内居宅介護予防支援事業所	点検件数	1件

ケアプラン点検（面談）

面談希望事業所	点検件数	16件
---------	------	-----

5. 居宅介護支援事業所における ケアプラン点検について

ケアプラン点検（書面のみ）について

資料②

…保険者のみではなく、紀の川市役所の作業療法士、理学療法士からのアドバイスも含めてケアプラン点検を行いました。（全事業所）

<令和5年度の提出事例>

- ①新規認定者
- ②要介護2までの者
- ③認定理由が骨折（術後）、筋力低下等回復の見込みがある者

※認定理由が認知機能低下の場合は除きます

5. 居宅介護支援事業所における ケアプラン点検について

ケアプラン点検（書面のみ）結果

資料②

《講評》

ご本人のできている事、できていない事を明確に具体化することで、より目標設定が具体的になると感じます。

また、その目標が達成可能なのかどうかを考えるためにも、身体機能面や栄養・口腔機能など包括的な支援を心掛けて頂けるとよいかと思います。

社会参加の視点も、通所介護や通所リハで留まるのではなく、本人にとって生きがいとなるような社会参加は何なのかということ意識して頂けるとよりその方らしいケアプランになるように感じました。

5. 居宅介護支援事業所における ケアプラン点検について

ケアプラン点検（面談）について

資料②

…兵庫県対人援助研究主宰 稲松真人講師と介護支援専門員と一緒にスーパービジョン方式で点検を行いました。（面談希望事業所）

【令和5年度の面談実績】

面談者 : 紀の川市内の事業所所属の介護支援専門員で自ら面談を希望した者

面談回数 : 8事業所 (内2事業所は同事業所) × 2回 = 16回

検討事例数 : 14事例 (1回目面談と2回目面談で同事例を検討している場合があるため、面談回数より少なくなっています)

※事例提出者以外にも面談に同席された事業所
→ 5事業所 (内、事業所内の居宅介護支援専門員全員参加 = 2事業所)

5. 居宅介護支援事業所における ケアプラン点検について

ケアプラン点検（面談）結果

資料②

《講師からの指摘内容》

- 本人には何ができるのか、何に興味があるのかをアセスメントする。
- アセスメントの主体は利用者である。
- 専門的なことを気軽に相談できるようなネットワークを形成する。

《介護支援専門員の気づき》

- 本人だけではなく、家族に対するアセスメントも大切。
- サービスを動かすことによる影響やリスクについても検討すべき。

5. 居宅介護支援事業所における ケアプラン点検について

資料③

< 来年度のケアプラン点検について >

● 『紀の川市ケアプラン点検実施要領』 によるケアプラン点検

└ ケアプラン点検（面談 **1**） …面談未受講事業所（優先）、面談希望事業所。

● 国からの通知『第9期市町村介護保険事業計画に盛り込む重要項目について (R5.9.11 市町村介護保険担当課長会議資料)』 によるケアプラン点検

└ ケアプラン点検（書面のみ） …各事業所1事例ずつ提出。

└ ケアプラン点検（面談 **2**） …提出されたプランの中から面談対象事業所を指定。

5. 居宅介護支援事業所における ケアプラン点検について

資料①

資料③

< 来年度のケアプラン点検について >

●従来通り『紀の川市ケアプラン点検実施要領』をもとにスーパービジョン方式面談によるケアプラン点検（面談¹）を実施します。

《点検の目的》

ケアプランが「紀の川市ケアマネジメントに関する基本方針」を踏まえたものであって、「自立支援」に資するものになっているかを介護支援専門員と一緒に点検確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに、介護支援専門員の質の向上を図ることを目的とします。

5. 居宅介護支援事業所における ケアプラン点検について

<来年度のケアプラン点検について>

資料③

ケアプラン点検（面談①）

① 平成30年度から1回も スーパービジョン方式面談に出席のない事業所（優先）

② 面談希望事業所

①の事業所については、令和6年4月以降、連絡・通知をさせていただきます。

担当から連絡があった場合は、必ず日程調整にご協力ください。

※スーパービジョンとは、対人援助者が指導者から教育を受ける過程であり、指導者（面接官）が対人援助者と面接を行い、継続的な訓練を通じて専門的スキルを向上させることを目的としています。

5. 居宅介護支援事業所における ケアプラン点検について

<来年度のケアプラン点検について>

- 国からの通知『第9期市町村介護保険事業計画に盛り込む重要項目について (R5.9.11 市町村介護保険担当課長会議資料)』より、ケアプラン点検（書面のみ）とケアプラン点検（面談 2）を実施します。

国からの通知一部抜粋 →

3 介護給付適正化へ向けた取組の推進

資料④

なお、ケアプラン点検にあたっては、検証方法として効果的と考えられる以下の3点について優先的に実施されたい。

- (1) 生活援助の訪問回数が多く占めるものとして届出されたケアプラン
- (2) 区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ訪問介護が利用サービスの大部分を占めるものとして届出されたケアプラン
(※(1), (2)は、当該サービスをケアプランに位置付けた理由の確認を含む。)
- (3) 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居者のケアプランのうち、区分支給限度基準額の利用割合が高い等の条件に該当するケアプラン

5. 居宅介護支援事業所における ケアプラン点検について

< 来年度のケアプラン点検について >

資料③

ケアプラン点検（書面のみ） … 各事業所1事例ずつ提出

提出期限：令和6年5月31日（金）

《提出事例》

- ① 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居者のケアプランのうち、区分支給限度額の利用割合が60%超の事例（対象期間：令和5年1月～12月）
- ② 区分支給限度額の利用割合が60%超で、かつ訪問介護が利用サービスの大部分を占める事例（当該サービスをケアプランに位置付けた理由を確認できる資料を添付）
- ③ ①・②がない場合は、速やかに提出プランがない旨をお申し出ください。給付実績を参考にこちらから提出事例を指定させていただきます。

5. 居宅介護支援事業所における ケアプラン点検について

< 来年度のケアプラン点検について >

資料③

ケアプラン点検（面談②） … スーパービジョン方式面談。

前スライド ケアプラン点検（書面）で提出していただいたプランを精査の上、面談対象事業所を指定します。

後日、担当から日程調整等の連絡・通知させていただきます。

※スーパービジョンとは、対人援助者が指導者から教育を受ける過程であり、指導者（面接官）が対人援助者と面接を行い、継続的な訓練を通じて専門的スキルを向上させることを目的としています。

ご清聴ありがとうございました